

手形・小切手機能の「全面的な電子化」に関する検討会（第 19 回）

議事要旨

1. 日 時 2025 年 3 月 21 日（金）午後 1 時 30 分～午後 3 時 00 分
2. 開催方法 ウェブ会議
3. 議 題 (1) 約束手形等に関する最近の動向（中小企業庁説明）
 (2) 手形・小切手機能の「全面的な電子化」に向けたでんさいネットの
 取組みについて（全銀電子債権ネットワーク説明）
 (3) 中間的な評価を踏まえた抜本的な取組みについて（事務局説明）

4. 議事概要

(1) 約束手形等に関する最近の動向

- ① 中小企業庁から、約束手形等に関する最近の動向について、資料に沿って以下のとおり説明。
 - 2021 年 6 月、5 年後の約束手形の利用の廃止に向けた取組を促進する旨が閣議決定。2022 年に業界団体宛てに自主行動計画の改定を要請し、2023 年 3 月、業界団体に対し手形廃止に向けた自主行動計画の改定、その遵守等を要請した。また、中小企業庁から手形の利用廃止予定なしの事業者に対し、個別に手形の支払サイト短縮および手形の利用廃止の検討を要請した。(1 頁)
 - 2024 年 11 月以降、60 日を超えるサイトの約束手形を下請代金支払遅延等防止法(以下、「下請法」という。)違反として扱うこととした。(4 頁、5 頁)
 - 各業界団体の自主行動計画フォローアップ調査および中小企業庁による取引条件改善状況調査の結果によると、受注者側において 73%の事業者が「すべて現金払い(100%)」であり、27%の事業者においては一部手形が利用されている。その中で、支払いサイトに関しては、33%が 60 日以内の受取であり、残り 67%は未だ 60 日を超える受取である。2024 年 10 月時点の調査であるため、2024 年 11 月以降の下請法の指導基準変更が施行されていない段階での回答もあるが、2025 年度の調査においては、サイト 60 日を超える手形がないように取り組んでいくことが重要である。(7 頁)
 - 適切な価格転嫁を我が国の新たな商慣習としてサプライチェーン全体で定着させていくための取引環境を整備する観点を踏まえ、2024 年 7 月以降、企業取引研究会を開催(事務局:公正取引委員会事務総局および中小企業庁)。2024 年 12 月に報告書を公表。委員からは、「手形等の利用に合理性および必要性が認められないのであれば、手形を廃止すべきである」、「手形の廃止による資金繰りへの影響に対応するため、事業者への資金繰り支援が必要である」等の意見が寄せられた。(12~14 頁)
 - 下請法の改正案においては、2024 年 11 月以降の指導基準の変更(支払サイト 120 日⇒60 日)から一段進め、下請法上の支払い手段として手形払を認めないこと、電子記録債権やファクタリングについて、支払期日までに代金に相当する金銭(手数料等を含む満額)を得ることが困難であるものについては認めないこととした。改正案は 3 月 11 日に国会に提出された。(16 頁)

② 質疑応答・意見交換

【委員】

- 当連合会としては、適切な価格転嫁および取引適正化を推進している。当検討会の以前の会合で申しあげたとおり、2024 年 5 月に改正した当連合会の「企業行動憲章 実行の手引き」において、「対価の支払いにおいて約束手形の利用を廃止するとともに、物品等の受領後は可能な限り速やかに支払いを行う。下請取引においては、60 日以内の支払いを徹底する」旨が明記された。
- 2025 年 1 月 21 日に公表した「2025 年版 経営労働政策特別委員会報告」においても、サプライチェーン全体での適切な価格転嫁が重要であることを強調している。下請法の改正法案を国会に提出する方針であることについても言及しており、当連合会としても改正の趣旨を強く支持している。

- 下請法の改正によって、発注者と受注者間の適切な商習慣が形成されることを期待している。当連合会の会員企業に対し、下請法の改正内容の周知を図る等、取引の適正化をさらに推進して参りたい。

【委員】

- 下請法の改正の方向性に賛同する。ファクタリング等については支払期日までに代金に相当する金銭を得ることが困難であるものは認めず、それら以外のものは認めるとのことであり、紙の手形については全面的に禁止するという内容となっていると認識した。企業取引研究会において、手形を廃止すべきといった強い意見が寄せられたとのことであるが、特に紙の手形を廃止すべきであることの理由が示されているのであれば、当検討会においても参考になるため、教示いただきたい。

⇒【中小企業庁】

- 認識のとおり、手形とでんさいはほぼ同様の機能を有しており、サイトが 60 日以内のものであれば、手形の方が優位であるといった意見も寄せられていた。他方、手形は管理コストおよび紛失リスクがあること、DX 推進の妨げにもなり得ることから、仮にサイトが短いものであっても、廃止とする判断がされた。

【委員】

- 手形にはコストの問題のほか、取引適正化の問題の温床となっているといった意見があり、手形の廃止に関して前向きに意見を申しあげてきた。
- 支払サイトの短縮に取り組む事業者に対する資金繰り支援が重要であり、金融機関による資金繰り支援の取組みについてもしっかりと周知しながら、ともに取り組んで参りたい。
- 中小企業からはファクタリングに関する意見も多く、今回の改正において踏み込んでいただいたことに感謝申しあげる。引き続き政府および金融界と協力しながら取り組んで参りたい。

(2) 手形・小切手機能の「全面的な電子化」に向けたでんさいネットの取組みについて
(株)全銀電子債権ネットワーク（以下、「でんさいネット」という。）から、手形・小切手機能の「全面的な電子化」に向けたでんさいネットの取組みについて、資料に沿って以下のとおり説明。委員からの質問および意見は寄せられなかった。

- でんさいの発生記録請求件数（2024 年・年間）は約 803 万件（前年比約 113 万件増）と引き続き大幅に増加。利用契約件数（2024 年・年末時点）は約 70.2 万件（前年末比約 3.2 万件増）となり、前年末比の増加幅は拡大。（1 頁）
- 2024 年 11 月、当会社はインターネットバンキング（IB）契約がなくてもでんさいを利用でき、基本手数料が不要なサービス「でんさいライト」をリリース。現在、でんさいライトを取り扱っている金融機関数は 146（メガバンク・地銀・第二地銀・信金）であり、利用契約件数は約 2,000 件。（2 頁）
- でんさいライトの利用拡大に向けた取組みとして、でんさいライト特設ページにでんさいライトに関する各種情報・コンテンツを掲載。専用のコールセンターも設置したほか、でんさいライトに特化したオンラインセミナーの開催やオンライン広告の掲載など、認知度向上に向けた施策を実施。今後、これまでの取組みを継続

するとともに、でんさいライトを取り扱う金融機関の拡大に向けた取組みを実施予定。(3頁)

- オンラインセミナーの参加者向けに実施したアンケートの結果を踏まえると、関係者一体での周知広報施策が奏功し、手形・小切手機能の全面的な電子化に向けた取組みの認知度は高まっていることが分かる。一方、未だ認知をしていない企業も存在。今後、すべての手形・小切手の利用者に対し、より一層の認知度向上に資する施策を実施予定。(4頁)
- 全銀協と共同で、企業向けオンラインセミナーや企業・業界団体の会員企業向け説明会等を実施するとともに、金融機関の営業店職員向けに企業に対する提案スキル向上を目的とした研修を実施したほか、企業向けオンラインセミナー参加者に対し、金融機関とともにアフターフォローを実施。2025年度は企業向けオンラインセミナーの開催回数を増加(毎週開催)するほか、企業・業界団体の会員企業向け説明会や金融機関の営業店職員向け研修も積極的に実施予定。(5頁)

(3) 中間的な評価を踏まえた抜本的な取組みについて

- ① 事務局から、中間的な評価を踏まえた抜本的な取組みについて、資料に沿って以下のとおり説明。
 - 2024年の削減枚数は501万枚/年であり、目標値822万枚/年の61%に留まり、2023年実績の690万枚/年からも鈍化。足許の削減ペースが続いた場合、2026年度末時点で78万枚/月の手形・小切手が残る試算。(3頁)
 - 2024年度は、全銀協において様々な周知・広報活動を実施したほか、各金融機関において、既存の当座勘定利用先に対しても手形・小切手発行停止を行う動きが見られ始めた。(5頁)
 - 中間的な評価として、一定の成果は見られるが、これまでの取組みだけでは目標の達成は困難と評価。これまでの取組みに加えて、抜本的な取組みを行う必要がある。抜本的な取組みとして、具体的には、「2027年度初から電子交換所における手形・小切手の交換を廃止する」ことで関係者における電子化の取り組みを一層後押しする。なお、中間的な評価や上記の抜本的な取組み等も踏まえ、全銀協では「電子交換所システムの更改は行わない」旨を決定している。(7頁)
 - 2027年度初から電子交換所における手形・小切手の交換を廃止することで、各金融機関の判断のもと、手形・小切手の取扱いを継続する場合、電子交換所を介さない郵送等による相対決済(個別取立等)を行う必要があるほか、電子交換所における取引停止処分制度が利用できなくなる(同様の制度はでんさいにて利用可能)。また、電子交換所のシステムの更改を行わないことで、手形・小切手以外の証券類に関しても、各証券の特性に応じ、郵送等の代替手段による決済を行う必要がある(8頁)
 - 検討会メンバーの異論がなければ、3月26日(水)を目途に「①2027年度初からの電子交換所における手形・小切手の交換の廃止および電子交換所のシステム更改を実施しない旨のニュースリリース、②手形・小切手機能の電子化状況に関する調査報告書(2024年度)、③自主行動計画の改定版を公表する。(10頁)

② 質疑応答・意見交換

【委員】

- 2024 年度は中間的な評価を実施する年度であり、全国網羅型および業界特化型の広報、金融業界横断の取組事例の共有等のこれまでの取組みの強化に加え、最終目標の達成に向けた電子交換所のロードマップの策定等、多面的かつ踏み込んだ取組みを行った1年であった。関係各位には感謝申しあげる。
- 当行としても、本年度は最終目標達成に向けたロードマップを描いてきた。関連業務をリストアップしたうえ、手形・小切手の発行停止および振出停止等、全面的な電子化に向けたスケジュール等を公表した。これによりお客さまの全面的な電子化に向けた取組みを後押しするとともに、お客さまの事業性決済に混乱を生じさせないことを企図し進めてきた。また、事務局の説明にあったとおり、当行に限らず、他メガバンクを含め多くの金融機関において公表がされたと認識している。
- このような個別行の取組みの広がり、抜本的な取組みおよび下請法の改正等の動きがある中、自主行動計画の最終目標である全面的な電子化の期限まで残り2年を切り、期限が近付いてきている。これまでのお客さまへ周知し理解をしていただく段階から一步踏み込み、2025 年度以降は安全かつ確実に電子的決済サービスに切り替えていただく段階へとシフトチェンジを行う必要がある。
- 労働人口が減少する中、手形・小切手の電子化は、金融機関および手形交換業務を支える関係者のいずれにとっても「待ったなし」の状況と認識している。各金融機関においては、お客さまのデジタルシフト・生産性向上が混乱なく実現するように、全面的な電子化に向けたロードマップをしっかりとご案内するとともに、資金繰りに不安を覚えるお客さまへの支援が期待される。

【金融庁】

- 全面的な電子化の期限まで残り2年となるなか、金融機関等によるこれまでの取組みに敬意を表する。
- 2027 年度初からの電子交換所における手形・小切手の交換廃止は非常に重要である一方、手形・小切手の利用者が混乱する可能性がある。各金融機関においては、混乱を最小限にする意識を持ったうえで、期限である 2026 年度末から逆算し、計画的なサービス変更およびお客さまへの周知を主体的かつ積極的に進めることが重要である。当庁としても金融界、産業界および関係省庁と連携し取り組んで参りたい。

【委員】

- 手形・小切手の交換枚数の削減状況について、計画どおりの進捗が見られないのは利用を続けたい事業者側の意向もあり、やむを得ない面もある。
- 金融機関の取組みに関して、(電子交換所参加金融機関のうち) 27%の金融機関が、既存の当座勘定利用先に対して手形・小切手を発行停止予定、交換枚数ベースでは72%とのことであり、今後、地域のリーディングバンクが取り組むことでこの取

組みが波及していくことが期待されるため、引き続き定期的に進捗を確認いただきたい。

- 手形・小切手の利用者の混乱を防ぐため、金融機関においても顧客への周知に留意いただきたい。

【中小企業庁】

- 他の委員からもコメントがあったが、手形・小切手の利用者に混乱が生じないようにしていただきたい。電子化に抵抗感を持つ経営者が一部見られるが、このような事業者ほど混乱が生じかねない。事業者に対しては、2027 年度初から電子交換所における手形・小切手の交換が廃止となっても、でんさいという代替手段があること、でんさいにおいては分割譲渡が可能である等のメリットのほか、現金払いへ移行する場合の資金繰り支援の用意があることを丁寧に周知いただきたい。

【委員】

- 今回の抜本的な取組みの方向性に賛同する。そのうえで、これまでの取組みとは異なり、この抜本的な取組みは、手形・小切手の受取側に大きく影響するものである。電子交換所を介さない方法になることによって、取立手数料の増加が想定される。また、取引停止処分制度の廃止は受取側に極めて大きい影響があることを説明することも重要である。
- 金融機関と事業者間の契約以外にも、事業者間で締結されている契約条項の中にも取引停止処分制度に関する記載が組み込まれているケースがある。金融機関あるいは金融機関の直接の顧客に限らず、広く一般社会に対しても取引停止処分制度がなくなる点について周知する必要がある。周知を行う実務的な活動のなかで積極的に紹介いただきたい。

⇒【事務局】

- 対外公表後、各金融業態の金融機関向けに説明を行う予定であり、言及いただいたような影響についても説明したい。また、今回の決定を踏まえた周知・広報活動をしっかり行って参りたい。
- 取引停止処分の廃止による各規程等への影響については、2025 年度以降、様々な観点からしっかりと検討して参りたい。

【委員】

- 当業態および個別金融機関としてお客さまを混乱させないように、資金繰り支援および手形・小切手の電子化に丁寧に対応して参りたい。
- 2024 年の当業態の手形・小切手の交換枚数は約 680 万枚であり、1 年間で約 180 万枚しか減少していない状況である。2026 年度末までに交換枚数ゼロを達成するためには、毎年約 340 万枚を削減する必要がある、業態として強い危機感を持っている。
- このような状況の中で目標を達成するためには、強いメッセージが必要と考える。2027 年度初からの電子交換所における手形・小切手の交換廃止、電子交換所システムの更改は行わないといった方針は強いメッセージであり、非常に重要な意思決定である。

- 当行は手形・小切手の発行停止を公表済みであり、営業店からはお客さまに説明する際の後押しになるといった声、またお客さまからもデジタル化への本気度が高まったといった声があった。お客さまへの説明に際して、やはり金融機関の経営方針としての明確なメッセージが必要であると考え。交換枚数の減少が顕著である金融機関については、手形・小切手の発行停止を先行して公表し、お客さまに時間をかけて丁寧に説明した結果として、交換枚数の減少に繋がっていることが見受けられる。手形・小切手の発行停止公表後の効果や成果の取りまとめを行い、未公表の金融機関に対し共有できるとよい。
- 当業態のみで解決できるものではないため、これまで以上に関係省庁および関係団体と協力しながら、各金融機関の取組みをサポートして参りたい。

(以 上)